

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるものを全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるものを全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
179	179	104	76	84	49	101	118	177	4	36	36	9	14	149	7	7
北海道	札幌市	○			○	○	○	○						○		
北海道	函館市	○	○		○	○	○	○		○	市内の国公立小中学校に通う全児童生徒へ就学援助申請書を配布			○		
北海道	小樽市	○		○			○	○						○		
北海道	旭川市	○	○					○		○	小学校入学予定者がいる家庭へ毎年1月に就学援助制度の書類を郵送している。			○		
北海道	室蘭市	○				○	○	○		○	市内関係課と連携を図り、受付窓口や相談員、保護者等からの相談や連絡があった場合は、お知らせ文書の送付や制度の説明等を行っている。			○		
北海道	釧路市	○	○				○	○						○		
北海道	帯広市	○			○		○	○		○	就学予定者の体験入学時に就学援助制度の書類を配布(令和2年度は体験入学中止のため郵送)。準要保護者に対しては、毎年2月中旬頃、次年度の申請書を郵送。			○		
北海道	北見市	○				○		○						○		
北海道	夕張市			○		○	○	○						○		
北海道	岩見沢市	○	○	○			○	○						○		
北海道	網走市	○	○	○			○	○						○		
北海道	留萌市	○		○			○	○						○		
北海道	苫小牧市	○		○			○	○						○		
北海道	稚内市	○			○		○	○						○		
北海道	美瑛市	○	○				○	○		○	就学時健康診断時に保護者へ制度を説明している。				○	「ウ」に該当するが、例外として無収入となった場合や、世帯変更などで収入が大きく下がった場合は、収入が大幅に減少した時点まで選り、対象期間とする。また、生活保護の廃止による対象者は、生活保護が廃止となった時点まで選り対象期間とする。
北海道	芦別市			○			○	○						○		
北海道	江別市	○		○			○	○						○		
北海道	赤平市	○		○		○	○	○						○		
北海道	紋別市	○	○				○	○						○		
北海道	士別市	○	○					○						○		
北海道	名寄市	○	○			○	○	○						○		
北海道	三笠市		○			○		○						○		
北海道	根室市	○	○	○		○	○	○						○		
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○		○	・学校に対して制度を書面で周知　・教職員向け説明会を実施 ・前年度認定になっていて当年度未申請の世帯に学校から電話等で再度周知			○		
北海道	滝川市	○	○		○	○		○						○		
北海道	砂川市	○	○			○		○						○		
北海道	歌志内市		○			○		○		○	・新入学児の保護者全員へ制度周知の文書を送付。 ・進級、進学児については、学校を通じて配布。			○		
北海道	深川市	○	○	○		○	○	○						○		
北海道	富良野市	○				○	○	○						○		
北海道	登別市	○	○			○		○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法													
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるものを全てに○)									(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるものを全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)					
北海道	恵庭市	○	○	○				○					○		
北海道	伊達市	○	○		○		○	○					○		
北海道	北広島市	○	○	○		○	○	○					○		
北海道	石狩市	○	○	○				○					○		
北海道	北斗市	○	○		○	○	○	○					○		
北海道	当別町	○	○				○	○		○	令和3年度においては、認定こども園を通じて、保護者へ配布。通園していない者については郵送。		○		
北海道	新篠津村	○		○		○		○					○		
北海道	松前町					○	○	○					○		
北海道	福島町		○	○		○		○		○	小学生新入生には町教委より郵送		○		
北海道	知内町			○		○	○	○					○		
北海道	木古内町		○	○	○	○	○	○		○	毎年2月に学校を通じて保護者へ周知している。		○		
北海道	七飯町			○		○		○					○		
北海道	鹿部町					○		○		○	各学校に対して制度を書面で周知		○		
北海道	森町		○	○	○	○	○	○					○		
北海道	八雲町	○	○		○		○	○					○		
北海道	長万部町		○			○		○					○		
北海道	江差町	○		○			○	○					○		
北海道	上ノ国町				○	○	○	○					○		
北海道	厚沢部町	○		○		○	○	○					○		
北海道	乙部町	○				○	○	○					○		
北海道	奥尻町			○		○	○	○			○				
北海道	今金町	○	○			○	○	○						○	認定事由が年度当初より発生している場合はイ、それ以外は認定事由が発生した月から援助
北海道	せたな町			○			○	○					○		
北海道	島牧村			○				○		○	毎年2月下旬～3月上旬に学校を通じて、全保護者及び就学時保護者へ書面で通知	○	○		
北海道	寿都町			○		○	○	○					○		
北海道	黒松内町			○		○	○	○					○		
北海道	蘭越町			○	○	○	○	○					○		
北海道	ニセコ町	○			○		○	○					○		
北海道	真狩村			○				○					○		
北海道	留寿都村	○	○		○	○	○	○					○		
北海道	喜茂別町			○			○	○					○		
北海道	京極町	○		○	○	○	○	○					○		
北海道	倶知安町			○			○	○					○		
北海道	共和町	○		○			○	○					○		
北海道	岩内町	○		○	○	○	○	○					○		
北海道	泊村					○	○	○					○		
北海道	神恵内村		○				○	○						○	申請締切を設定しているが、転入等に係る随時申請については受け付けている。
北海道	積丹町						○	○		○	毎年度就学予定者がいる世帯に対し、案内書類を配布している。	○			
北海道	古平町					○	○	○					○		
北海道	仁木町			○	○	○	○	○			○		○		
北海道	余市町	○		○			○	○					○		
北海道	赤井川村							○		○	就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の説明を行っている。		○		
北海道	南幌町	○	○	○		○		○					○		
北海道	奈井江町	○	○	○			○	○					○		
北海道	上砂川町		○		○		○	○		○	認定家庭に対し、次年度申請受付開始に合わせて直接案内文書を送付し、更新を呼び掛けている。		○		
北海道	由仁町			○		○		○					○		
北海道	長沼町	○					○	○		○	就学時健康診断の案内とともに就学援助制度の書類を配布		○		
北海道	栗山町	○	○				○	○		○	就学時健康診断案内の書類とともに配付。		○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
北海道	月形町							○		○	入学前支給の通知を別に郵送		○			
北海道	浦臼町	○		○				○						○		
北海道	新十津川町			○				○		○				○		
北海道	妹背牛町		○		○	○	○	○						○		
北海道	秩父別町					○	○	○						○		
北海道	雨竜町	○				○	○	○					○			
北海道	北竜町			○		○		○					○			
北海道	沼田町			○				○					○			
北海道	鷹栖町		○		○	○	○	○						○		
北海道	東神楽町			○		○		○						○		
北海道	当麻町			○		○		○						○		
北海道	比布町					○		○						○		
北海道	愛別町			○		○		○						○		
北海道	上川町		○	○	○	○		○						○		
北海道	東川町					○	○	○						○		
北海道	美瑛町	○			○			○						○		
北海道	上富良野町	○	○	○	○	○	○	○						○		
北海道	中富良野町	○		○	○	○	○	○						○		
北海道	南富良野町							○					○			
北海道	占冠村	○					○	○						○		
北海道	和寒町	○	○	○		○		○				○				
北海道	剣淵町	○	○	○			○	○					○			
北海道	下川町			○			○	○						○		
北海道	美深町	○	○			○		○						○		
北海道	音威子府村			○			○	○					○			
北海道	中川町			○			○	○		○	各学校に対して制度を書面で周知			○		
北海道	幌加内町		○				○	○					○			
北海道	増毛町			○			○	○						○		
北海道	小平町	○		○		○	○	○						○		
北海道	苫前町	○					○	○		○	入学前支給に係る周知方法については、入学予定児童生徒に個別通知で書類を配布			○		
北海道	羽幌町	○		○				○		○	関係部署等(世帯状況変更の届出時、税金納付や生活福祉資金貸付など)に相談者が来た際に就学援助周知文の配布を依頼。				○	年度当初申請は締切を過ぎても当初分から援助。状況の変化等による年度途中での申請は申請月より援助。
北海道	初山別村				○	○	○	○						○		
北海道	遠別町						○	○		○				○		
北海道	天塩町	○		○	○	○	○	○		○				○		
北海道	猿払村						○	○						○		
北海道	浜頓別町						○	○		○	小学校就学前に入学前支給の案内通知を教育委員会から保護者宛に通知している			○		
北海道	中頓別町					○		○						○		
北海道	枝幸町						○	○							○	年度当初の締切を過ぎた場合でも、随時申請を受け付けており、認定となれば年度内で事由が生じた日まで遡り援助。
北海道	豊富町		○			○	○	○						○		
北海道	礼文町			○				○					○			
北海道	利尻町				○	○		○				○				
北海道	利尻富士町	○						○		○	各学校をとおして書面で周知				○	基本的に期限を設定し、期間内の申請を受け付けているが、年の途中で新たに援助が必要になったもの及び転入児童生徒についての申請手続きはその都度行われている。
北海道	幌延町	○		○		○		○						○		
北海道	美幌町	○	○	○	○	○	○	○						○		
北海道	津別町	○		○	○	○	○	○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるものを全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるものを全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
北海道	斜里町	○	○	○			○	○						○		
北海道	清里町	○	○			○	○	○						○		
北海道	小清水町	○	○	○		○		○					○			
北海道	訓子府町		○					○		○	小学1～6年生及び中学1～2年生に配布する毎年12月にあわせて、就学前(小学新1年生)にも配布している。			○		
北海道	置戸町	○	○			○	○	○		○	1月頃に学校を通じて保護者へ周知			○		
北海道	佐呂間町	○		○	○	○	○	○						○		
北海道	遠軽町	○			○		○	○						○		
北海道	湧別町		○		○			○						○		
北海道	滝上町	○	○				○	○						○		
北海道	興部町				○			○						○		
北海道	西興部村	○			○			○						○		
北海道	雄武町	○			○	○	○	○		○	毎年5月に学校を通して、就学援助のチラシを配布			○		
北海道	大空町							○						○		
北海道	豊浦町	○					○	○		○	町立小学校入学予定者には個別で案内を郵送している。			○		
北海道	壮瞥町					○	○	○						○		
北海道	白老町	○		○	○	○	○	○						○		
北海道	厚真町	○	○	○			○	○						○		
北海道	洞爺湖町	○				○	○	○						○		
北海道	安平町	○		○		○	○	○						○		
北海道	むかわ町	○	○	○		○	○	○						○		
北海道	日高町				○	○	○	○						○		
北海道	平取町				○	○	○	○						○		
北海道	新冠町	○		○	○	○	○	○				○				
北海道	浦河町	○	○	○		○		○	○					○		
北海道	様似町									○	町教委において全保護者へ郵送で案内(進級及び新入学前)			○		
北海道	えりも町						○	○						○		
北海道	新ひだか町				○	○	○	○						○		
北海道	音更町	○	○							○	全児童生徒の保護者へ案内文書を郵送			○		
北海道	士幌町		○			○	○	○						○		
北海道	上士幌町	○	○			○		○						○		
北海道	鹿追町	○			○			○						○		
北海道	新得町	○	○			○		○						○		
北海道	清水町		○	○		○		○						○		
北海道	芽室町	○	○	○	○	○	○	○						○		
北海道	中札内村	○	○	○	○	○	○	○						○		
北海道	更別村				○	○		○		○	前年度に該当していた家庭には別途通知。			○		
北海道	大樹町	○				○		○	○					○		
北海道	広尾町	○	○				○	○		○	各家庭に送付する就学児健康診断結果に申請案内を同封			○		
北海道	幕別町	○	○			○	○	○						○		
北海道	池田町	○	○	○				○						○		
北海道	豊頃町		○					○		○	就学時健康診断時に教育委員会から保護者へ書類を配布。			○		
北海道	本別町	○	○	○				○				○				
北海道	足寄町	○		○			○	○						○		
北海道	陸別町	○		○			○	○						○		
北海道	浦幌町	○	○			○	○	○		○	児童扶養手当等の申請があった場合、就学援助制度について個別に周知		○			
北海道	釧路町	○	○				○	○		○	小学校入学前に教育委員会より就学援助制度の書類を送付			○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
北海道	厚岸町	○	○	○			○	○						○		
北海道	浜中町	○	○	○		○	○	○						○		
北海道	標茶町	○					○	○		○	就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の書類を配布			○		
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○	○							○	申請締切は設定しているが、やむを得ない事情等の場合は期限後の申請も受け付けており、年度当初分から援助をしている
北海道	鶴居村					○	○	○						○		
北海道	白糠町	○						○		○	入学通知書と同時に書類を配布し周知			○		
北海道	別海町		○		○	○	○	○						○		
北海道	中標津町	○	○	○		○		○						○		
北海道	標津町	○	○		○	○	○	○						○		
北海道	羅臼町		○	○	○	○		○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)		
179	179	83	47	64	1	0	0	6	6	72
北海道	札幌市	○								全児童生徒の保護者に対して、就学援助制度についての案内文を学校から配布したり、英語版と中国語版の申請要領や申請書を作成している。
北海道	函館市	○								
北海道	小樽市			○						新年度開始前、全児童生徒に対し、申請書及び就学援助の案内文を配付している
北海道	旭川市			○						市内の小中学生を持つ保護者全員に、就学援助のお知らせ(申請書同封)を配付している。年に2回程度、就学援助制度のチラシを作成し、小中学校を通じて保護者へ配付している。
北海道	室蘭市	○								申請のお知らせに援助対象となる年間収入の目安額や各費目の援助額を記載をしている。
北海道	釧路市			○						周知文は、主な家族構成の年間所得目安額の記載や支給費目等の重要箇所を強調したレイアウトの周知文を配布している。周知方法は、各保護者が登録している学校からのお知らせメール(すくすくメール)で申請忘れ防止の周知の実施をしている。
北海道	帯広市		○							就学援助制度の案内文書が、保護者に必ず手渡すよう効果的なタイミングや回数で配布している。就学援助継続者には次年度の申請漏れがないよう毎年2月に申請書を送付しているほか、それでも申請がない者には、締切の案内を送付している。
北海道	北見市	○						○	新小学1年生が対象の新入学学用品費の申請書については、教育委員会に直接提出	目につきやすいイラスト入りのタイトル、認定となる収入額の目安を世帯モデル毎に記載
北海道	夕張市			○						
北海道	岩見沢市			○						案内文書に認定基準額の目安を記載
北海道	網走市			○						
北海道	留萌市	○						○	小学校入学予定者のうち、入学準備金の入学前支給を希望する場合は教育委員会に提出	
北海道	苫小牧市			○						就学援助制度の説明、申請時期、援助対象となる年間所得の目安額、各費目の援助額が記載されているお知らせを、小中学生がいる全世帯に対して、期限日に余裕をもって配布している。
北海道	稚内市	○								
北海道	美唄市		○							毎年学校を通して、全児童生徒に就学援助の案内をしており、案内には参考までに援助対象となる世帯の年間総収入の目安額を記載している。また、就学時健診や広報誌、市のホームページでも案内をしている。
北海道	戸別市			○						就学案内時及び進級時に全児童生徒へ案内文を配布している。
北海道	江別市			○						援助対象となる収入の目安額を案内文に記載
北海道	赤平市		○							
北海道	紋別市	○								入学時に学校から全世帯に申請書の配布を行っている。
北海道	士別市	○	○	○						毎年度申請書作成時に保護者に伝わりにくい箇所がないか確認を行い、必要に応じて修正・加筆している。
北海道	名寄市	○								令和3年度については、各費目の援助額を記載している。
北海道	三笠市			○						
北海道	根室市	○								
北海道	千歳市	○	○	○						
北海道	滝川市			○						
北海道	砂川市			○						
北海道	歌志内市		○							
北海道	深川市			○						自治体の広報誌やウェブサイトの他、年に複数回全児童生徒へチラシを配布している。
北海道	富良野市	○								年間所得の目安額等を記載、援助費目や年間支給額を記載。
北海道	登別市	○	○							全児童及び生徒に申請書類等を配布し、周知を行っている。

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法										(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)											
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)					
北海道	恵庭市			○								福祉課・子ども家庭課等、関係課による情報提供及び教育総務課への案内	
北海道	伊達市			○								全保護者へ就学援助に関する文書を学校を通して送付している。	
北海道	北広島市		○						○	希望者が各出張所に提出		就学対象となる年間所得の目安額を記載、各費目の援助額を記載	
北海道	石狩市			○								・周知文書等について、「モデル世帯」の設定による収入基準額の目安の明確化 ・転入者に対する窓口での制度説明	
北海道	北斗市								○	継続して就学援助の認定を受けている世帯については学校への提出、その他については教育委員会に提出するよう案内している。		毎年度、全校児童生徒に対し周知文書を配布。周知文書には援助対象となる年間所得の目安額、各費目の援助額等を記載している。	
北海道	当別町			○								援助対象となる年間収入の目安額を記載。転入者には、必ず就学援助制度を説明している。	
北海道	新篠津村		○										
北海道	松前町	○											
北海道	福島町	○											
北海道	知内町	○										援助対象となる年間所得の目安額等を記載している。各費目の援助額を記載している。入学前説明会において保護者へ制度の説明をしている。	
北海道	木古内町			○									
北海道	七飯町	○										なし	
北海道	鹿部町	○											
北海道	森町	○											
北海道	八雲町	○										毎年度、町内小中学校の児童生徒全員へ各費目の内容や援助額を記載した制度案内と申請書を配布し、全保護者に周知する形をとっている。	
北海道	長万部町	○											
北海道	江差町	○										援助対象となる目安の紹介(世帯状況、年間所得 等)	
北海道	上ノ国町	○		○									
北海道	厚沢部町	○											
北海道	乙 部町			○								特になし	
北海道	奥尻町	○											
北海道	今金町			○									
北海道	せたな町	○										保護者あての通知文に各費目の年間総援助額を記載。	
北海道	島牧村			○									
北海道	寿都町			○								援助対象となる年間所得の目安額を記載したチラシを配布	
北海道	黒松内町	○											
北海道	蘭越町	○	○										
北海道	ニセコ町	○											
北海道	真狩村	○											
北海道	留寿都村	○	○										
北海道	喜茂別町			○									
北海道	京極町	○											
北海道	倶知安町	○											
北海道	共和町			○									
北海道	岩内町			○									
北海道	泊村	○	○									教育委員会だけでなく、他部署とも連携をとりながら周知している。	
北海道	神恵内村	○											
北海道	積丹町	○											
北海道	古平町	○											
北海道	仁木町	○											
北海道	余市町	○										生活保護が廃止された場合など、教育委員会で準要保護に該当される者がいることがわかった場合、制度の再周知を学校より行ってもらって	
北海道	赤井川村			○									
北海道	南幌町		○										
北海道	奈井江町		○										
北海道	上砂川町		○									毎年学校を通じて全家庭向けにチラシを配布している。転入者に就学援助制度のチラシを渡している。	
北海道	由仁町			○									
北海道	長沼町	○										児童生徒全員に配布、援助対象となる年間所得の目安額を記載	
北海道	栗山町		○										

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会は教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他→(6)		
北海道	月形町			○						特になし
北海道	浦臼町			○						援助対象となる年間所得の目安額を記載。
北海道	新十津川町	○								・毎年、全児童・生徒に申請案内を配布している。また、転入児童・生徒にも配布している。
北海道	妹背牛町			○						
北海道	秩父別町		○							
北海道	雨竜町		○							
北海道	北竜町		○							
北海道	沼田町		○							転入者に必ず就学援助制度の案内を渡している。
北海道	鷹栖町			○						福祉部局と情報連携を行っており、担当課より就学援助制度を周知してもらっている。 案内文書に援助対象年間所得の目安額を記載している。 ・援助対象となる年間所得の目安額及び各費目の援助額を記載している ・転入者には必ず就学援助制度を説明している
北海道	東神楽町			○						
北海道	当麻町			○						
北海道	比布町		○							
北海道	愛別町	○								
北海道	上川町			○						
北海道	東川町	○								
北海道	美瑛町						○	要保護者は全員、準要保護者は希望者が教育委員会に提出している。	各校への周知の徹底やHP等への掲載、例年より情報量を減らし保護者案内を見やすいように変更	
北海道	上富良野町	○								
北海道	中富良野町			○						
北海道	南富良野町	○								
北海道	占冠村	○								
北海道	和寒町	○	○							
北海道	剣淵町		○							町内の回覧にて毎年周知を行っている。
北海道	下川町	○								
北海道	美深町		○							
北海道	音威子府村	○								
北海道	中川町		○							転入者には必ず就学援助制度を説明
北海道	樺加内町	○								
北海道	増毛町	○								毎年度、進級時に関係書類を配布している。
北海道	小平町	○								
北海道	苫前町	○	○	○						
北海道	羽幌町	○								
北海道	初山別村	○								
北海道	遠別町			○						
北海道	天塩町	○								
北海道	猿払村	○								
北海道	浜頓別町	○								援助対象となる年間所得の目安額や各費目の援助額を記載している。
北海道	中頓別町			○						
北海道	枝幸町	○								入学前支給について広報に掲載している。
北海道	豊富町			○						入学説明会や転入者への説明会に学校側から就学援助制度を説明している。
北海道	礼文町				○					
北海道	利尻町	○								新入学及び転入者はもちろんのこと、年度初めに全学校から全児童生徒に就学援助制度の周知用チラシを配布し、希望の申し出がある場合は、個別で必要書類の提出を求めて対応している。
北海道	利尻富士町							○	希望者が学校へ提出し、学校は提出された申請書を集約し委員会へ提出	
北海道	幌延町		○	○						
北海道	美幌町	○								学校からの周知や町広報紙に関連記事を掲載するほか、転入等で就学援助に該当すると思われる方には、直接窓口で就学援助制度を説明し、周知を徹底している。
北海道	津別町	○								

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法									
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫	
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会は教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他 →(6)			
北海道	斜里町			○							
北海道	清里町			○							
北海道	小清水町			○							
北海道	訓子府町		○							・各学校、園を通じ小学校の全児童、1、2年の中学生、就学予定の全園児に周知チラシを配布。 ・他課と連携し、該当世帯の把握に努めている。	
北海道	置戸町		○								
北海道	佐呂間町	○									
北海道	遠軽町	○									
北海道	湧別町	○									
北海道	滝上町		○								
北海道	興部町	○									
北海道	西興部村	○								児童生徒数が少ないので、事前に対象となる保護者へ直接電話等で周知している。	
北海道	雄武町	○								援助対象となる年間所得の目安額等を記載	
北海道	大空町			○							
北海道	豊浦町		○								
北海道	杜町	○		○						目につきやすいタイトルや平易な文面の使用、援助対象となる年間所得の目安額、入学準備金の援助額を記載している。	
北海道	白老町	○								税務・福祉担当部局を通じ、保護者に制度を再周知などを行っている。	
北海道	厚真町	○									
北海道	洞爺湖町			○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載、転入者への就学援助制度の説明	
北海道	安平町	○								援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額の記載。	
北海道	むかわ町			○						援助対象となる年間所得の目安額や世帯の人数を記載	
北海道	日高町	○									
北海道	平取町	○									
北海道	新冠町			○							
北海道	浦河町			○						・英語の申請書と案内チラシを用意している ・広報にて毎年周知	
北海道	様似町	○								全保護者へ申請案内の文書を郵送している。	
北海道	えりも町	○									
北海道	新ひだか町	○								就学援助の案内文書に援助対象となる年間所得の目安額、費目を記載している	
北海道	音更町		○							全児童生徒の保護者へ案内文書を郵送、転入者には転入手続の際に同様の文書を添えて説明している。	
北海道	士幌町		○							保護者メール連絡網を使用した周知を行っている	
北海道	上士幌町		○							援助対象となる年間所得の目安額を記載、各費目の援助額や年間総援助額の記載、転入者には必ず就学援助制度を説明している	
北海道	鹿追町			○						申請の有無に関わらず全ての児童生徒に配布している。	
北海道	新得町		○							就学援助対象となる年間所得の目安額を記載	
北海道	清水町			○							
北海道	芽室町		○								
北海道	中札内村		○								
北海道	更別村		○								
北海道	大樹町			○							
北海道	広尾町	○								戸籍担当部署、児童担当部署からの情報提供を受けている	
北海道	幕別町	○	○	○							
北海道	池田町		○							転入者に対し、就学援助制度を説明している。	
北海道	豊頃町		○							転入者には必ず就学援助制度の説明を行っている。	
北海道	本別町		○							各費目の援助額及び年間援助額の記載、転入者には必ず就学援助制度を説明している	
北海道	足寄町	○		○							
北海道	陸別町		○								
北海道	浦幌町	○								各費目の援助額を記載	
北海道	釧路町		○							年間所得(収入)の目安額を記載、各費目の援助額を記載、就学援助制度のチラシを作成し全児童生徒に配布	

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法								
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他ー(6)		
北海道	厚岸町		○							周知用チラシに、対象となる世帯(援助対象となる年間所得の目安額等を記載)、支給費目(各費目の援助額や年間総援助額の記載)、申請に必要な書類、申請方法、注意事項等それぞれに標題をつけて、題目毎に詳細を明記。
北海道	浜中町			○						
北海道	標茶町	○	○	○						
北海道	弟子屈町	○								
北海道	鶴居村			○						
北海道	白糠町			○						
北海道	別海町			○						
北海道	中標津町			○						
北海道	標津町			○						
北海道	羅臼町		○							

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																		
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																		
		＜小学校＞																																		
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）								(6) ケの内容					(7) (1)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）	(8) エの内容			
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っていません。現在検討もしていない。	エ. その他→(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）		ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイト以案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(6)		ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他→(8)					
北海道	恵庭市	○					○										○		○	○	○															
北海道	伊達市	○					○													○																
北海道	北広島市	○					○							○					○	○	○															
北海道	石狩市	○					○												○	○	○															
北海道	北斗市	○					○												○	○			○				○		保護者が北斗市在住で就学予定の全世帯へ案内を郵送							
北海道	当別町	○					○												○	○				○												
北海道	新篠津村	○					○														○															
北海道	松前町	○					○															○														
北海道	福島町	○					○														○		○													
北海道	知内町	○					○															○					○		対象者へ個別周知（郵送）							
北海道	木古内町	○					○													○	○	○	○	○	○											
北海道	七飯町	○					○														○															
北海道	鹿部町	○					○															○														
北海道	森町	○					○															○	○			○										
北海道	八雲町	○					○												○			○						○		保護者に対し、直接案内を郵送。						
北海道	長万部町	○					○													○			○													
北海道	江差町	○					○															○														
北海道	上ノ国町	○					○															○														
北海道	厚沢部町		○					○															○													
北海道	乙 部町	○					○																				○		小学校入学前の児童がいる世帯へ案内を郵送している。							
北海道	奥尻町	○					○																	○												
北海道	今金町	○					○													○			○													
北海道	せたな町	○					○																	○												
北海道	島牧村	○					○															○														
北海道	寿都町	○					○																○		○											
北海道	黒松内町		○					○																												
北海道	蘭越町	○					○																○													
北海道	ニセコ町	○					○																○													
北海道	真狩村	○					○																○		○											
北海道	留寿都村	○					○																○			○										
北海道	喜茂別町	○					○																○			○										
北海道	京極町	○					○																		○											
北海道	倶知安町	○					○																													
北海道	共和町	○					○																													
北海道	岩内町	○					○																○					○		就学時健康診断の際に教育委員会から案内を配布						
北海道	泊村	○					○																	○												
北海道	神恵内村		○					○																												
北海道	積丹町	○					○																○													
北海道	古平町	○					○																	○			○		郵送で配布							
北海道	仁木町	○					○																○													
北海道	余市町	○					○																○													
北海道	赤井川村	○					○																				○		就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の説明を行っている。							
北海道	南幌町	○					○																○													
北海道	奈井江町	○					○																	○												
北海道	上砂川町	○					○																				○		対象となる家庭向けに直接案内文書及び申請書類を送付している。							
北海道	由仁町	○					○																	○												
北海道	長沼町	○					○																				○		就学時健康診断の案内とともに就学援助制度の書類を配布							
北海道	栗山町	○					○																				○		就学時健康診断の案内の際に同封。							

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																	
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																	
		＜小学校＞																																	
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）								(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(8) エの内容			
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)		ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイト以案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）		ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(6)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。		ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他→(8)	
北海道	斜里町	○					○											○			○														
北海道	清里町	○					○														○						○	新入学児童のいる世帯に郵送							
北海道	小清水町	○					○												○	○	○		○		○										
北海道	訓子府町	○					○													○				○											
北海道	置戸町		○					○																○											
北海道	佐呂間町	○												○					○																
北海道	遠軽町	○												○												○	就学児健康診断の実施通知に案内文書を同封している。								
北海道	湧別町	○					○										○				○														
北海道	滝上町		○					○															○												
北海道	興部町	○					○								○							○													
北海道	西興部村	○					○									○										○	入学者数が少ないため事前に対象者を把握し、対象者のみに就学時健康診断の際に配布している。就学時健康診断の対象世帯に別途申請書等を配布								
北海道	雄武町	○					○								○											○									
北海道	大空町	○					○										○									○	就学予定者に直接郵送								
北海道	豊浦町	○					○																			○	教育委員会から対象者へ郵送により配布								
北海道	杜町	○					○																○		○	教育委員会から、次年度就学予定全児童（未就学児童）の保護者に申請書を配布									
北海道	白老町	○					○									○		○		○		○	○												
北海道	厚真町	○					○										○	○	○	○	○	○		○											
北海道	洞爺湖町	○					○																	○											
北海道	安平町	○					○																												
北海道	むかわ町	○					○																												
北海道	日高町	○					○																												
北海道	平取町	○					○														○	○	○	○											
北海道	新冠町	○					○									○						○	○	○											
北海道	浦河町	○					○											○	○	○			○												
北海道	様似町	○					○																			○	小学校入学前児童の全世帯へ申請案内を郵送している。								
北海道	えりも町	○														○				○															
北海道	新ひだか町	○					○																			○	就学時健康診断の案内文書とともに配布 就学時健診対象児童の保護者へ案内文書を郵送								
北海道	音更町	○					○							○				○	○							○									
北海道	士幌町	○					○												○							○	町HPIに掲載、対象児童の保護者宛てに案内を郵送。 申請対象となる全家庭へ、案内書類を送付								
北海道	上士幌町	○					○						○					○	○							○									
北海道	鹿追町	○					○											○				○													
北海道	新得町	○					○																○												
北海道	清水町	○					○												○	○	○			○											
北海道	芽室町	○					○											○	○	○			○												
北海道	中札内村	○					○											○	○	○	○	○	○		○										
北海道	更別村	○					○														○														
北海道	大樹町	○					○																○												
北海道	広尾町	○					○																			○	各家庭に送付する就学児健康診断結果に申請案内を同封								
北海道	幕別町	○					○												○	○					○										
北海道	泡田町	○					○												○	○					○										
北海道	豊頃町	○					○																			○	就学時健康診断の際に教育委員会で案内及び申請書類を配布。								
北海道	本別町	○					○													○	○														
北海道	足寄町	○					○														○														
北海道	陸別町	○					○																○												
北海道	浦幌町	○					○												○						○										
北海道	釧路町	○					○													○						○	入学予定者に送付								

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																							
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																							
		＜中学校＞																							
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）							(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容	
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降		エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(6)				
179	179	167	12	0	0	0		167	5	4	3	1	0	0	1	7	10	42	100	6	0	0	0	0	0
北海道	札幌市	○						○										○							
北海道	函館市	○						○											○						
北海道	小樽市	○						○										○							
北海道	旭川市	○						○										○							
北海道	室蘭市	○						○										○							
北海道	釧路市	○						○											○						
北海道	帯広市	○						○										○							
北海道	北見市	○						○										○							
北海道	夕張市	○						○										○							
北海道	岩見沢市	○						○											○						
北海道	網走市	○						○											○						
北海道	留萌市	○						○											○						
北海道	苫小牧市	○						○											○						
北海道	稚内市	○						○											○						
北海道	美唄市	○						○											○						
北海道	戸別市	○						○											○						
北海道	江別市	○						○									○			○					
北海道	赤平市	○						○																	
北海道	紋別市	○						○											○						
北海道	士別市	○						○											○						
北海道	名寄市	○						○											○						
北海道	三笠市	○						○											○						
北海道	根室市	○						○										○							
北海道	千歳市	○						○										○							
北海道	滝川市	○						○											○						
北海道	砂川市	○						○										○							
北海道	歌志内市	○						○											○						
北海道	深川市	○						○											○						
北海道	富良野市	○						○										○							
北海道	登別市	○						○											○						

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																				
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																				
		＜中学校＞																				
		（1）実施・検討状況について				（2） エの内容	（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								（5）（4）でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）			
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他 →（2）	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）		ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →（6）	
北海道	恵庭市	○					○										○					
北海道	伊達市	○					○								○							
北海道	北広島市	○					○							○								
北海道	石狩市	○					○									○						
北海道	北斗市	○					○										○					
北海道	当別町	○					○										○					
北海道	新篠津村	○					○										○					
北海道	松前町	○					○									○						
北海道	福島町	○					○									○						
北海道	知内町	○					○									○						
北海道	木古内町	○					○											○				
北海道	七飯町	○					○									○						
北海道	鹿部町	○					○										○					
北海道	森町	○					○										○					
北海道	八雲町	○					○										○					
北海道	長万部町	○					○											○				
北海道	江差町	○					○															
北海道	上ノ国町	○					○									○						
北海道	厚沢部町		○					○								○						
北海道	乙部町	○					○															
北海道	奥尻町	○					○									○		○				
北海道	今金町	○					○										○					
北海道	せたな町	○					○										○					
北海道	島牧村	○					○										○					
北海道	寿都町	○					○										○					
北海道	黒松内町		○					○														
北海道	蘭越町	○					○									○						
北海道	ニセコ町	○					○								○							
北海道	真狩村	○					○										○					
北海道	留寿都村	○					○										○					
北海道	喜茂別町	○					○										○					
北海道	京極町	○					○										○					
北海道	倶知安町	○					○										○					
北海道	共和町	○					○										○					
北海道	岩内町	○					○										○					
北海道	泊村	○					○										○					
北海道	神恵内村		○					○														
北海道	積丹町	○					○										○					
北海道	古平町	○					○									○						
北海道	仁木町	○					○										○					
北海道	余市町	○					○										○					
北海道	赤井川村	○					○										○					
北海道	南幌町	○					○										○					
北海道	奈井江町	○					○											○				
北海道	上砂川町	○					○										○					
北海道	由仁町	○					○										○					
北海道	長沼町	○					○						○									
北海道	栗山町	○					○								○							

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																				
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																				
		＜中学校＞																				
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期。イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)								(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)			
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)	ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)		ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他→(6)	
北海道	月形町	○					○										○					
北海道	浦臼町	○					○										○					
北海道	新十津川町	○					○									○						
北海道	妹背牛町	○					○										○					
北海道	秩父別町	○					○										○					
北海道	雨竜町		○					○														
北海道	北竜町	○					○											○				
北海道	沼田町	○					○										○					
北海道	鷹栖町	○					○								○							
北海道	東神楽町	○					○									○						
北海道	当麻町	○					○										○					
北海道	比布町	○					○										○					
北海道	愛別町	○					○										○					
北海道	上川町	○					○									○						
北海道	東川町	○					○										○					
北海道	美瑛町	○					○										○					
北海道	上富良野町	○					○									○						
北海道	中富良野町	○					○									○						
北海道	南富良野町	○					○										○					
北海道	占冠村		○				○		○													
北海道	和寒町	○					○										○					
北海道	剣淵町	○					○			○												
北海道	下川町	○					○										○					
北海道	美深町	○					○										○					
北海道	音威子府村	○					○										○					
北海道	中川町	○					○										○					
北海道	機加内町	○					○										○					
北海道	増毛町	○					○										○					
北海道	小平町	○					○										○					
北海道	苫前町	○					○										○					
北海道	羽幌町	○					○									○						
北海道	初山別村		○						○													
北海道	遠別町		○						○													
北海道	天塩町		○						○													
北海道	猿払村	○					○					○										
北海道	浜頓別町	○					○										○					
北海道	中頓別町	○					○										○					
北海道	枝幸町	○					○									○						
北海道	豊富町		○					○														
北海道	礼文町	○					○										○					
北海道	利尻町	○					○										○					
北海道	利尻富士町		○							○												
北海道	幌延町	○					○										○					
北海道	美幌町	○					○										○					
北海道	津別町	○					○										○					

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																						
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																						
		＜中学校＞																						
		(1) 実施、検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容
		ア 入学前支給を行っている。	イ 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ 入学前支給を行っており、現在検討していない。	エ. その他→(2)		ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他→(6)	
		ア 入学前支給を行っている。	イ 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ 入学前支給を行っており、現在検討していない。	エ. その他→(2)		ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定														
北海道	斜里町	○					○										○							
北海道	清里町	○					○											○						
北海道	小清水町	○					○											○						
北海道	訓子府町	○					○										○							
北海道	置戸町		○						○															
北海道	佐呂間町	○					○								○									
北海道	遠軽町	○					○								○									
北海道	湧別町	○					○											○						
北海道	滝上町		○						○															
北海道	興部町	○					○									○								
北海道	西興部村	○					○										○							
北海道	雄武町	○					○									○								
北海道	大空町	○					○											○						
北海道	豊浦町	○					○											○						
北海道	杜町	○					○											○						
北海道	白老町	○					○										○							
北海道	厚真町	○					○											○						
北海道	洞爺湖町	○					○											○						
北海道	安平町	○					○											○						
北海道	むかわ町	○					○											○						
北海道	日高町	○					○											○						
北海道	平取町	○					○											○						
北海道	新冠町	○					○									○								
北海道	浦河町	○					○											○						
北海道	様似町	○					○											○						
北海道	えりも町	○					○										○							
北海道	新ひだか町	○					○											○						
北海道	音更町	○					○								○									
北海道	士幌町	○					○								○									
北海道	上士幌町	○					○								○									
北海道	鹿追町	○					○										○							
北海道	新得町	○					○											○						
北海道	清水町	○					○											○						
北海道	芽室町	○					○										○							
北海道	中札内村	○					○											○						
北海道	更別村	○					○										○							
北海道	大樹町	○					○												○					
北海道	広尾町	○					○										○							
北海道	幕別町	○					○										○							
北海道	池田町	○					○											○						
北海道	豊頃町	○					○											○						
北海道	本別町	○					○											○						
北海道	足寄町	○					○											○						
北海道	陸別町	○					○											○						
北海道	浦幌町	○					○											○						
北海道	釧路町	○					○									○								

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																						
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																						
		＜中学校＞																						
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容	
		ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討もしていない。	エ. その他 一(2)		ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。		エ. その他 一(6)
北海道	厚岸町	○					○									○								
北海道	浜中町	○					○											○						
北海道	標茶町	○					○										○							
北海道	弟子屈町	○					○										○							
北海道	鶴居村	○					○										○							
北海道	白糠町	○					○										○							
北海道	別海町	○					○										○							
北海道	中標津町	○					○											○						
北海道	標津町	○					○											○						
北海道	羅臼町	○					○										○							

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						
		(1) 当てはまるもの1つに○						(2) オの内容 ・ 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)														(4) ソ、タ又は チを回答した場合、 生活保護基準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答した 場合、市区町村 民税課税最低 限度額に掛ける 係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項					
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を準備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止		イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)					
179	179	51	10	100	2	16	18	135	134	125	123	126	134	85	62	110	116	70	65	79	91	97	61	10	1	23	167	2	23	8	
北海道	札幌市	○						○	○				○									○		○				1.1			
北海道	函館市	○						○	○	○	○	○	○	○			○					○		○				1.3			会社都合により失業した場合など、特例措置により認定基準を緩和している。
北海道	小樽市			○				○	○	○	○	○	○				○					○		○				1.3			
北海道	旭川市	○						○	○	○													○					1.31			
北海道	室蘭市		○					○															○					1.3			
北海道	釧路市	○																						○				1.2			
北海道	帯広市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○					1.3			
北海道	北見市	○						○	○	○	○	○	○	○			○						○					1.29			
北海道	夕張市			○																			○					1.1			
北海道	岩見沢市			○																			○					1.25			
北海道	網走市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○			○		1.3			経済的な理由により学用品費等の購入が困難な者
北海道	留萌市					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							○					1.3			
北海道	苫小牧市					○																	○					1.3			
北海道	稚内市					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○					1.3			
北海道	美唄市					○		○										○	○	○	○	○				○		1.2			前年度の総収入が生活保護の認定基準額の1.2倍を超過していた場合でも、無収入となった場合、収入が大きく下がった場合や医療費負担の増加などにより世帯状況を考慮することとなった場合、申請者を対象とすることもある。
北海道	戸別市		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			
北海道	江別市					○																						1.2			
北海道	赤平市		○						○	○	○	○	○	○		○	○					○						1.5			
北海道	紋別市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3			
北海道	士別市					○		○	○	○	○	○	○	○		○	○					○	○					1.3			
北海道	名寄市	○						○	○	○	○	○	○	○	○		○					○	○					1.3			
北海道	三笠市					○																	○					1.3			
北海道	根室市		○					○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○		1.5			申請理由未記入で必要書類のみ提出している者の内、基準を満たしている者
北海道	千歳市		○					○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.05			
北海道	滝川市			○																			○					1.3			
北海道	砂川市			○																			○					1.3			
北海道	歌志内市			○																			○					1.2			
北海道	深川市		○																			○						1.3			
北海道	富良野市					○		○	○	○	○	○	○										○					1.3			
北海道	登別市	○						○	○	○	○	○	○				○				○		○			○		1.3			その他特別な理由のある場合

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		(1) 当てはまるもの1つに○						(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)														(4) ソ、タ又は テを回答した場 合、生活保護基 準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答し た場合、市区町 村民税課税最 低限度額に掛 ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
(2) オの内容・ 補足事項						ア. 生活 保護法に 基づく保 護の停止 または廃 止	イ. 市区 町村民税 の非課税	ウ. 市区 町村民税 の減免	エ. 国民 年金保険 料の免除	オ. 国民 健康保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ. 児童 扶養手当 の支給	キ. 保護 者が職業 安定所登 録日雇労働者	ク. P・T・ A会費、 学級費等 の学校納 付金の減 免が行な われている者	ケ. 個人 の事業税 の減免	コ. 固定 資産税の 減免	サ. 学校納付 金の納付状 態の悪い者、 屋敷、被服等 が悪い者または 学用品、通学 等に不自由 している者 等で保護者の 生活状態がき わめて悪いと 認められるも の	シ. 経済的 な理由によ る欠席日数 が多い者	ス. 保護者 の職業が 不安定で、 生活状態 が悪いと 認められ る者	セ. 生活福 祉資金に よる貸付 け	ソ. 生活保護 の基準額に一定 の係数を掛けた ものの(生活保護 の基準額が変 わるものと自 動的に要件 が変わるもの) (例: 生活保護 の1.3倍、1.5倍等) (係数(倍率)を (4)に記入し てください。)	タ. 生活保護 の基準額に一定 の係数を掛けた ものの(生活保護 の基準額を参 照して額を定 めているもの) (例: 生活保護 の1.3倍の額(394万 円)、1.5倍(455万 円)等)→係数(倍率) を(4)に記入。	チ. 特別支援 教育就学奨励 費の需要額測 定に用いる保 護基準額。又 は同基準額に 一定の係数を 掛けたもの →係数(倍率) を(4)に記入。	ツ. 市区町村 民税(所得割 又は均等割) 課税最低限度 額に一定の係 数を掛けたも の(例: 課税 最低限度額の 1.0倍、1.5倍 等)→係数(倍率) および目安額 を(5)に記入	テ. その他 →(6)	係数(倍率)	係数(倍率)	倍	倍																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															</

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)						4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		(1) 当てはまるもの1つに○						(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他→(2)	(2) オの内容・補足事項	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他→(6)	(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
																											係数(倍率)	係数(倍率)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)					4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																					
		(1) 当てはまるもの1つに○					(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																	(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項	
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例: 生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(例: 生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例: 課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)			
北海道	厚岸町	○					○	○	○	○	○		○	○	○	○		○				○			1.2			
北海道	浜中町	○					○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○					1.3			
北海道	標茶町					○	教育委員会が行う調査及び民生委員の意見を基に、認定の可否を決定することとしている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					1.3			
北海道	弟子屈町			○				○	○	○	○	○			○	○		○	○		○				1.2			
北海道	鶴居村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.2			
北海道	白糠町	○							○		○	○						○										
北海道	別海町			○																	○		○		1.3		長期の病気や突発的な事故、災害、その他特別な事由により要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者	
北海道	中標津町			○																		○			1.3		・世帯の一員の疾病等に係る医療費等の支払により困窮し、世帯の収入が、生活保護法第8条第1項の規定により算定された要保護者の需要額の1.5倍に満たない者	
北海道	標津町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.5		・災害、その他特別な事由により要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者	
北海道	羅臼町	○						○				○										○		○	1.5		災害、その他特別な事由により要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者	

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応										令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項		
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)			
179	179	70	88	88	88	28	35	7	1	1	179	
北海道	札幌市		○	平成25	4						20%未満	
北海道	函館市		○	平成30	4						30%未満	
北海道	小樽市		○	平成25	4						30%未満	
北海道	旭川市	○				○					25%未満	
北海道	室蘭市	○				○					20%未満	
											30%未満	
北海道	釧路市		○	平成25	4						20%未満	
北海道	帯広市		○	平成25	8						20%未満	
北海道	北見市		○	平成24	12						20%未満	
北海道	夕張市		○	平成24	4						15%未満	
											20%未満	
北海道	岩見沢市		○	平成25	4						25%未満	
北海道	網走市		○	平成23	4						20%未満	
北海道	留萌市		○	平成25	4						20%未満	
北海道	苫小牧市		○	平成25	4						15%未満	
											25%未満	
北海道	稚内市		○	平成25	4						20%未満	
北海道	美唄市		○	平成25	4						30%未満	
北海道	芦別市		○	平成25	8						20%未満	
											20%未満	
北海道	江別市		○	平成25	4						20%未満	
北海道	赤平市	○				○					30%未満	
北海道	紋別市		○	平成25	4						20%未満	
北海道	士別市	○				○					20%未満	
北海道	名寄市		○	平成24	4						25%未満	
北海道	三笠市		○	平成25	4						15%未満	
北海道	根室市		○	平成25	4						15%未満	
											20%未満	
北海道	千歳市		○	平成25	5						15%未満	
											35%未満	
北海道	滝川市		○	平成29	4						15%未満	
北海道	砂川市		○	平成25	4						25%未満	
北海道	歌志内市		○	平成25	8						25%未満	
北海道	深川市	○				○					25%未満	
北海道	富良野市		○	平成30	4						25%未満	
北海道	登別市	○				○					25%未満	

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。			(4)エの内容・補足事項		
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない		エ. その他 →(4)	
北海道	恵庭市		○	平成27	4						20%未満
北海道	伊達市	○				○					20%未満
北海道	北広島市		○	平成25	8						20%未満
北海道	石狩市		○	平成25	4						20%未満
北海道	北斗市		○	平成25	8						15%未満
北海道	当別町		○	平成25	8						20%未満
北海道	新篠津村		○	平成25	7						10%未満
北海道	松前町	○				○					25%未満
北海道	福島町										20%未満
北海道	知内町	○					○				15%未満
北海道	木古内町		○	平成25	4						10%未満
北海道	七飯町		○	平成24	12						20%未満
北海道	鹿部町		○	平成27	4						15%未満
北海道	森町		○	平成30	10						25%未満
北海道	八雲町		○	平成30	4						10%未満
北海道	長万部町		○	平成24	4						15%未満
北海道	江差町		○	平成25	7						20%未満
北海道	上ノ国町										25%未満
北海道	厚沢部町	○						○			20%未満
北海道	乙部町	○					○				20%未満
北海道	奥尻町										15%未満
北海道	今金町		○	平成25	7						10%未満
北海道	せたな町	○					○				20%未満
北海道	島牧村	○					○				20%未満
北海道	寿都町	○					○				15%未満
北海道	黒松内町										15%未満
北海道	蘭越町	○					○				15%未満
北海道	ニセコ町										20%未満
北海道	真狩村										10%未満
北海道	留寿都村										15%未満
北海道	喜茂別町	○					○				10%未満
北海道	京極町	○					○				10%未満
北海道	倶知安町	○					○				20%未満
北海道	共和町		○	平成25	8						15%未満
北海道	岩内町		○	平成24	4						30%未満
北海道	泊村	○					○				20%未満
北海道	神恵内村		○	平成28	4						15%未満
北海道	積丹町										20%未満
北海道	古平町	○						○			35%未満
北海道	仁木町										20%未満
北海道	余市町		○	平成25	8						25%未満
北海道	赤井川村	○				○					15%未満
北海道	南幌町		○	平成30	10						20%未満
北海道	奈井江町		○	平成24	4						20%未満
北海道	上砂川町	○				○					40%未満
北海道	由仁町	○				○					15%未満
北海道	長沼町		○	平成24	4						20%未満
北海道	栗山町		○	平成25	7						30%未満

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。			(4)エの内容・補足事項		
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない		エ. その他 →(4)	
											20%未満
北海道	月形町	○				○					
北海道	浦臼町	○					○				30%未満
北海道	新十津川町		○	平成25		4					20%未満
											10%未満
北海道	妹背牛町	○					○				
北海道	秩父別町	○					○				10%未満
北海道	雨竜町	○					○				10%未満
北海道	北竜町	○					○				5%未満
北海道	沼田町		○	平成24		4					10%未満
											25%未満
北海道	鷹栖町		○	平成24		4					
北海道	東神楽町		○	令和2		10					20%未満
北海道	当麻町	○						○			20%未満
北海道	比布町	○					○				10%未満
											15%未満
北海道	愛別町										
北海道	上川町		○	平成29		4					10%未満
北海道	東川町	○					○				20%未満
北海道	美瑛町	○					○				10%未満
北海道	上富良野町		○	平成25		4					15%未満
											20%未満
北海道	中富良野町	○					○				
北海道	南富良野町	○					○				15%未満
北海道	占冠村	○					○				15%未満
北海道	和寒町	○					○				15%未満
											10%未満
北海道	剣淵町										10%未満
北海道	下川町		○	平成25		8					10%未満
											10%未満
北海道	美深町										10%未満
北海道	音威子府村	○					○				15%未満
北海道	中川町		○	平成29		12					10%未満
北海道	幌加内町	○					○				15%未満
北海道	増毛町	○					○				5%未満
北海道	小平町	○					○				15%未満
											20%未満
北海道	苫前町	○					○				
北海道	羽幌町		○	平成24		4					20%未満
北海道	初山別村										0%
北海道	遠別町										15%未満
											15%未満
北海道	天塩町	○					○				15%未満
北海道	猿払村		○	平成30		10					5%未満
											15%未満
北海道	浜頓別町	○					○				15%未満
北海道	中頓別町	○					○				20%未満
			○	平成25		4					15%未満
北海道	枝幸町										15%未満
北海道	豊富町										15%未満
北海道	礼文町	○						○			10%未満
											10%未満
北海道	利尻町										
											10%未満
北海道	利尻富士町		○	平成30		4					
											15%未満
北海道	幌延町	○					○				
北海道	美幌町		○	平成24		4					15%未満
											15%未満
北海道	津別町		○	平成25		4					15%未満

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項	
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)		
北海道	斜里町	○				○					15%未満
北海道	清里町	○					○				10%未満
北海道	小清水町	○					○				15%未満
北海道	訓子府町	○					○				20%未満
北海道	置戸町	○				○					20%未満
北海道	佐呂間町		○	平成26		4					5%未満
北海道	遠軽町	○				○					20%未満
北海道	湧別町	○						○			10%未満
北海道	滝上町	○				○					20%未満
北海道	興部町		○	平成25		8					20%未満
北海道	西興部村		○	平成25		6					20%未満
北海道	雄武町	○				○			○	係数の見直し(1.3→1.4)を行った。	15%未満
北海道	大空町	○					○				10%未満
北海道	豊浦町	○					○				30%未満
北海道	杜町		○	平成24		12					30%未満
北海道	白老町	○				○					25%未満
北海道	厚真町	○					○				20%未満
北海道	洞爺湖町	○					○				25%未満
北海道	安平町		○	令和2		10					20%未満
北海道	むかわ町		○	平成28		4					30%未満
北海道	日高町										10%未満
北海道	平取町		○	平成25		7					15%未満
北海道	新冠町		○	平成25		7					20%未満
北海道	浦河町	○						○			20%未満
北海道	様似町										15%未満
北海道	えりも町										15%未満
北海道	新ひだか町		○	平成25		4					20%未満
北海道	音更町		○	平成25		4					30%未満
											15%未満
北海道	士幌町										
北海道	上士幌町		○	平成24		4					25%未満
北海道	鹿追町	○					○				15%未満
北海道	新得町		○	平成30		10					15%未満
北海道	清水町		○	平成25		8					15%未満
北海道	芽室町		○	平成25		4					20%未満
北海道	中札内村	○				○					10%未満
北海道	更別村	○					○				10%未満
北海道	大樹町		○	平成25		4					15%未満
北海道	広尾町		○	平成23		6					20%未満
											20%未満
北海道	幕別町		○	平成25		8					20%未満
北海道	泡田町		○	平成25		7					25%未満
北海道	豊頃町		○	平成28		4					15%未満
北海道	本別町		○	平成24		4					15%未満
北海道	足寄町		○	平成24		4					20%未満
北海道	陸別町		○	平成24		4					20%未満
北海道	浦幌町		○	平成25		4					10%未満
北海道	釧路町	○				○					35%未満

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 ー(4)	(4)エの内容・補足事項	
北海道	厚岸町		○	平成25	7						30%未満
北海道	浜中町		○	平成25	3						25%未満
北海道	標茶町		○	平成30	10						20%未満
北海道	弟子屈町	○				○					30%未満
北海道	鶴居村	○				○					25%未満
北海道	白糠町										25%未満
北海道	別海町		○	平成24	12						10%未満
											20%未満
北海道	中標津町		○	平成25	4						
北海道	標津町	○						○			20%未満
北海道	羅臼町	○					○				20%未満

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																																		
		(1) 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																		
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費					補足事項																		
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費		支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他										
179	179	179	3	3	0	27	27	27	149	149	5	178	1	1	0	26	26	26	151	151	1	35	32	32	0	0	0	0	1	1	1	176	141	141	0	29	29	29	4	4	3	148										
北海道	札幌市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	30,853								○	○	12,632																		
北海道	函館市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	12,648								○	○	15,852											・宿泊を伴う校外活動費については、新型コロナウイルス感染症対策により宿泊研修が日帰りでの研修に変更となったため、支給実績がありません。							
北海道	小樽市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	29,940								○	○	15,252											「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」新型コロナウイルス感染拡大の影響で実績なし 「PTA会費」令和2年度実績なし							
北海道	旭川市	○							○	15,500		○							○	48,790		○	○	0								○	○	14,475											通学費は、令和2年度実績なし。							
北海道	室蘭市	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	13,636																		
北海道																																																				
北海道	釧路市	○							○	15,500	○	○							○	51,060		○	○	6,033									○			○	66,000	13,290									学用品費は1年生13,230円、2～6年生15,500円					
北海道	帯広市	○							○	15,492		○							○	51,060		○	○	1,201									○	○	13,898												学用品費：記入した単価は2～6学年のもの（当該学年の占める割合：86.80％） 通学用品費：学用品費に含めて支給 修学旅行費：Gotoキャンペーン適用により例年より約35％減となっている。 体育実技用具費：スキー26,500円、スケート11,810円 通学費は実績なし 支給平均額は、令和3年度予算に計上した単価(医療費・給食費は令和2年度実績)					
北海道	北見市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0								○	○	20,758												「校外活動費(宿泊を伴うもの・伴わないもの)」、「医療費」については、実績なし。 「PTA会費」については、令和3年度新設のため、支給平均額は令和3年度予算単価を使用。(実績なし)						
北海道	夕張市	○							○	11,630		○							○	51,060												○			○	22,690	13,681															
北海道																																																				
北海道	岩見沢市	○							○	13,880		○							○	51,060													○	○	14,716													学用品費 ・1年11,600円、2～6年13,880円 オンライン学習通信費 ・インターネット環境がなく、休校期間のオンライン授業実施時にモバイルルーター等の通信機器が必要な家庭に対し、 利用した月数分の月額料金を支給する。(貸与申請書の提出者のみに支給) 3GB:616円 10GB:1,540円(データ通信料上限:月額料金) ・体育実技用具費について、スキー・スケート用具の現物支給又はレンタル料実費額を支給 ・通学費及び生徒会費支給実績無し				
北海道	網走市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0									○	○	12,793																	
北海道	留萌市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0									○	○	24,810													通学用品費について、2,270円(1年生対象外) 平均支給額については、令和3年度予算に計上した単価を使用。通学費、医療費は実績なしのため0円				
北海道	苫小牧市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0									○	○	14,650														通学費の実績なし			
北海道																																																				
北海道	稚内市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0									○	○	15,090															通学用品費については、1学年以外に支給。体育実技用具費については、小学校低学年の上限額が29680円、高学年が29900円。平均額0円の費目は、対象ではあるが、実績なし。		
北海道																																																				
北海道	美瑛市	○							○	11,630		○							○	51,060													○			○	22,690	14,767												通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含めて支給している。第一学年は通学用品費の援助を除いているため、他の学年より少額となっている。通院費は実績がないため、0円とする。		
北海道	芦別市	○							○	11,630		○							○	51,060													○	○	15,871															校外活動費(宿泊を伴うもの)及びオンライン学習通信費については、令和2年度の実績なし。		
北海道																																																				
北海道	江別市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	44,565									○			○	22,690	13,777												1年生支給なし		
北海道	赤平市	○							○	11,630		○							○	51,060													○	○	10,005															クラブ活動費、生徒会費については実績なし		
北海道	紋別市	○			○		11,630	11,630				○				○	51,060	51,060				○	○	0									○	○	13,488														通学費、生徒会費については実績なし。クラブ活動費は元年度実績。オンライン学習通信費は令和3年度予算を記入。学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊なし)は合わせて支給しているため平均額の記入が困難なため単価を記入。			
北海道	士別市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	29,020									○	○	15,931															・市内小学生にかかる医療費は市で助成しているため無料。 ・クラブ活動費及び生徒会費については保護者負担がないため、支給しない		
北海道	名寄市	○							○	11,630		○							○	51,060													○	○	16,102															校外活動費(宿泊を伴うもの)令和2年度の実績なし。		
北海道	三笠市	○			○		11,630	11,630				○				○	51,060	51,060				○	○	50,160									○	○	13,438															校外活動費(宿泊を伴うもの)令和2年度の実績なし。		
北海道																																																		新型コロナウイルス感染症の影響により校外活動の実施なしのため校外活動費の実績0円 生徒会費(児童会費)の徴収をしている小学校がないため実績0円 医療費実績なし		
北海道	根室市	○							○	11,630		○							○	51,060													○	○	16,000																通学用品費は新入学児童生徒学用品費に含まれる。 通学費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含まれる。 令和2年度に限り、臨時支援給付金(新型コロナウイルス感染症による小学校臨時休校の長期化に伴い、家庭の費用負担の増加に対する支援を行う事業費)を1世帯に10,000円支給、年額7,310,000円	
北海道	千歳市	○							○	13,230 2年生 15,500		○							○	51,060		○											○	○	○	12,784																
北海道																																																				
北海道	滝川市	○			○		13,900	12,909				○				○	50,600	50,600				○	○	0									○	○	15,225																学用品費(年額)：小学1年11,630円 体育実技用具：対象品目の合計が限度額以上であれば限度額まで、以下であれば実費分を支給 修学旅行費：対象費目に対し実費分を実施前と実施後に支給する。実施前に支給した額を超えなかった場合は返金してもらう。	
北海道	砂川市	○							○	13,900	○	○							○	51,060													○	○	27,000																	【学用品費】1年生11,630円、2～6年生13,900円(途中認定者は月割り) 【修学旅行費・校外活動費・学校給食費】新型コロナの影響によりR2実績額にばらつきが生じるためR3予算額
北海道	歌志内市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0									○	○	30,943																オンライン学習通信費については、市がインターネット通信環境の無い世帯にオンライン学習に使用するモバイルWi-Fiルーター(通信費従量制)を無償で貸し出している(現物支給)。 通学費・校外活動費・医療費支給実績なし	
北海道	深川市	○							○	12,510		○							○	45,954		○	○	0									○	○	17,137																○学用品費は2～6年の単価を記入(1年単価:10467円) ○通学用品費は学用品費と合算支給 ○通学費・生徒会費は支給実績なし ○医療費は学校病に限り3割支給:支給実績なし	
北海道	富良野市	○			○		15,200	14,322				○				○	51,060	51,060															○	○	14,314																	「学校生活管理指導表」文書料は令和2年9月より追加した費目で対象児童がいなかった。
北海道	登別市	○							○	13,900		○							○	51,060		○	○	0									○	○	17,145																	通学費実績なし

[illegible]

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																										
		(1) 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																										
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費												
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	補足事項		
北海道	斜里町	○				○		13,900	13,167		○					○	51,060	51,060													○	○	12,346										学用品費:小1を除き通学用品費(年額2,270円)を学用品費に含めて給付 校外活動費(宿泊を伴うもの):新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊を伴う校外活動を行わなかったため実績なし 生徒会費:小学校で生徒会費を徴収する学校が無いため実績なし	
北海道	清里町	○	○	6,874							○				○	10,000	10,000													○	○	15,279										クラブ活動費、生徒会費実績なし		
北海道	小清水町	○							○	11,630	○							○	51,060											○	○	15,300										校外学習費(宿泊を伴わないもの):実績なし オンライン学習通信費:実績なし 医療費:実績なし		
北海道	訓子府町	○							○	11,630	○							○	51,060											○	○	13,724										体育実技用具費:一定額 訓子府小学校26,500円(スキー)、居武士小学校11,810円(スケート) 学校給食費:居武士小学校5年生の額 体育実技用具費:1・4年生、通学用品費:2〜6年生、修学旅行費:6年生、卒業アルバム代:6年生、医療費:実績なし		
北海道	置戸町	○							○	11,630	○							○	51,060											○	○	21,560										校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費については実績なし。		
北海道	佐呂間町	○				○		11,630	9,675		○				○	51,060	51,060													○	○	17,486												
北海道	遠軽町	○							○	11,630	○								○	51,060										○				○	22,690	22,690								
北海道	湧別町	○							○	11,630	○								○	51,060										○	○	13,626										生徒会費実績なし 学校給食費は免除としている。		
北海道	滝上町	○				○		11,630	11,630		○				○	51,060	51,060													○	○	16,096										校外活動費実績なし		
北海道	興部町	○							○	11,630	○							○	51,060											○	○	12,437										クラブ活動費・生徒会費・医療費・学校生活管理指導表作成費(アレルギー疾患用)実績なし		
北海道	西興部村	○				○		11,630	6,978		○							○	51,060										○				○	22,690	10,361							校外活動費(宿泊を伴わないもの)、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等については実績なし。		
北海道	雄武町	○				○		11,630	5,606		○							○	51,060										○			○	22,690	13,429								校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、生徒会費、オンライン学習通信費用については、実績がありません。クラブ活動費、生徒会費、オンライン学習通信費、医療費、武具用具費実績なし。		
北海道	大空町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	19,900											クラブ活動費・生徒会費実績なし		
北海道	豊浦町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	14,784													
北海道	壮瞥町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	23,945											校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし		
北海道	白老町	○				○		13,770	12,776		○				○	50,600	50,600												○	○	16,636											学用品費と通学用品費は併せて一項目として計算、上限額13,770円平均額12,776円 体育実技用品費は対象者のみ3年に1度スケート靴代として5,785円を支給 実績なし・校外活動費(宿泊を伴わないもの)、クラブ活動費・PTA会費、医療費		
北海道	厚真町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	15,873											通学用品費:2〜6年生対象・通学費:支給実績なし・校外活動費(泊なし・泊あり)、PTA会費 令和3年度予算単価		
北海道	洞爺湖町	○							○	11,630	○							○	51,060		○	○	0						○	○	15,065											・オンライン学習通信費:支給実績なし・学校給食費:第4学年実績(66名中15名) 令和3年度予算に計上した額から支給平均額を算出。 体育実技用具費について、道庁地区(スキー)は265,00円、早来地区(スケート)は11,810円を3年に1度支給。		
北海道	安平町	○							○	11,630	○							○	48,790									○	○	24,585												校外学習費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、医療費実績なし		
北海道	むかわ町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	13,975													
北海道	日高町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	9,426													
北海道	平取町	○							○	11,630	○							○	51,060		○	○	24,380						○	○	10,800												体育実技用具費、生徒会費、卒業アルバム代実績なし	
北海道	新冠町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	15,000												校外活動費(宿泊を伴わないもの)については実績がありません。	
北海道	浦河町	○							○	11,360	○							○	51,060										○	○	16,484													
北海道	様似町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	17,949													
北海道	えりも町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	20,150												体育実技用具費・医療費については実績なし	
北海道	新ひだか町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	15,500												通学用品費:1年生を除く 学校給食費:1年生は43,815円	
北海道	音更町	○							○	11,630	○							○	51,060		○	○	17,350						○	○	15,731													0円の項目は実績なし
北海道	士幌町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	14,357												校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、医療費については実績なし。学校給食費については、支払い免除扱いとし、援助費として支給せず。	
北海道	上士幌町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	14,693												オンライン学習通信費として、モバイルルーターの無償貸出(通信費を公費負担)を行っている。	
北海道	鹿追町	○							○	15,500	○							○	51,060										○	○	14,071												学用品費:1年生は13,230円	
北海道	新得町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	12,251												PTA会費:保護者要費額の1/2	
北海道	清水町	○							○	15,500	○							○	51,060										○	○	14,806												・医療費:実績なし ・PTA会費:実績なし ・クラブ活動費:実績なし	
北海道	芽室町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	27,000												通学用品費:1年生のみ1,600円、2〜6年生3,870円 クラブ活動費、生徒会費については、保護者負担がなかったため0円。	
北海道	中札内村	○				○		15,500	15,099		○				○	51,060	51,060												○			○	22,690	15,709										保護費については、当該児童がいなかったため0円。
北海道	更別村	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	16,215												オンライン学習通信費:実績なし。 医療費:実績なし。	
北海道	大樹町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	19,600												体育実技用具費はスケート靴購入費として1・4年生を対象に支給している。 通学用品費は2〜6年生を対象に、修学旅行費及び卒業アルバム代は6年生を対象に支給している。 校外活動費は宿泊の有無について特に取り決めはなく、併せて一定額1,600円を支給している。	
北海道	広尾町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	17,396												医療費:支給実績なし 体育実技用具:スキーを実施している学校 26,500円 スケートを実施している学校 11,810円 修学旅行費、生徒会費、PTA会費、R2実績(R3金額未定) 学用品は小2〜6、小1は11,630円。	
北海道	幕別町	○							○	13,900	○							○	51,060										○	○	15,380												医療費実績なし 体育実技用具費は忠類地区(スキー)。それ以外の地区(スケート)は11,810円。給付対象は小1及び小4。	
北海道	池田町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	17,118												「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」、「生徒会費」、「医療費」は実績なし	
北海道	豊頃町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	27,000												・修学旅行費について、昨年度実績についてはGoToトラベル事業の活用があったため、援助額が例外的なものであるため、今年度の予算の単価を計上。 学用品費中に通学用品費も含まれる。学用品費は最も支給実績の高い小学校4〜6年生としている。体育実技費は小学校1年生・4年生のみ、医療費実績なし。	
北海道	本別町	○							○	13,770	○							○	50,600										○	○	16,144												クラブ活動費、生徒会費、医療費実績なし	
北海道	足寄町	○							○	13,900	○							○	51,060										○	○	25,545												・オンライン学習通信費・医療費は実績なし。	
北海道	陸別町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	20,374												通学用品費は小学一年生支給なし。	
北海道	浦幌町	○							○	11,630	○							○	51,060		○	○	0						○	○	14,040												通学費・クラブ活動費・生徒会費・医療費は対象者がいないため、支給実績なし。	
北海道	釧路町	○							○	11,630	○							○	51,060										○	○	11,765													

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																														
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																														
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費																
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	補足事項						
179	179	179	3	3	0	27	27	27	149	149	5	177	1	1	0	25	25	25	151	151	0	36	33	33	0	0	0	0	1	1	1	176	141	141	0	29	29	29	4	4	4	147						
北海道	札幌市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	46,405								○	○	33,376														
北海道	函館市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	24,667								○	○	17,607											宿泊を伴う校外活動費については、函館市立以外の中学校において、宿泊研修が実施されたため、宿泊を伴う校外活動費の支給実績がある。			
北海道	小樽市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	58,353								○	○	33,227											「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」新型コロナウイルス感染拡大の影響で実績なし「PTA会費」令和2年度実績なし			
北海道	旭川市	○							○	27,310		○							○	57,730		○	○	29,439								○	○	31,218														
北海道	室蘭市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	19,316														
北海道																																○												学用品費については、1年生(義務教育学校7年生)25,040円、2～3年生(義務教育学校8～9年生)27,310円 体育実技用具費は、各校の実施競技に応じて上限変動。柔道7,650円 剣道52,900円 スキー38,030円 スケート11,810円 7割程度の中学校が柔道を選択。生徒会費は令和3年度から支給開始のため、令和3年度予算計上単価を使用。				
北海道	釧路市	○							○	27,310	○	○							○	60,000		○	○	6,307								○			○	66,000	34,786										学用品費：記入した単価は2～3学年のもの(当該学年の占める割合：69.78%) 通学用品費：学用品費に含めて支給 修学旅行費：Gotoキャンペーン適用により例年より約45%減となっている。 通学費、校外活動費：令和2年度実績なし	
北海道	帯広市	○							○	27,300		○							○	60,000		○	○	0								○	○	32,385												スキー38,030円、スケート11,810円、柔道着7,650円 通学費は実績なし 支給平均額は、令和3年度予算に計上した単価(医療費・給食費は令和2年度実績)		
北海道	北見市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0								○		57,938												「校外活動費(宿泊を伴うもの)」、「医療費」については、実績なし。 「PTA会費」については、令和3年度新設のため、支給平均額は令和3年度予算単価を使用。(実績なし)		
北海道	夕張市	○							○	22,730		○							○	60,000												○			○	60,910	26,871											
北海道																																														学用品費 ・1年22,720円、2～3年38,030円 体育実技用具費 ・スキー用具代(38,030円以内)、柔道衣代(7,650円以内)、竹刀代(3,600円)のいずれか1つを、 在学中に1度支給 オンライン学習通信費 ・インターネット環境がなく、休校期間のオンライン授業実施時にモバイルルーター等の通信機器 が必要な家庭に対し、 利用した月数分の月額料金を支給する。(貸与申請書の提出者のみに支給) 3GB:616円 10GB:1,540円(データ通信料上限・月額料金) ・体育実技用具費について、スキー・スケート用具の現物支給又はレンタル料実費額を支給 ・通学費支給実績なし		
北海道	岩見沢市	○							○	25,000		○							○	60,000												○	○	32,486														
北海道	網走市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0								○	○	52,718														
北海道	留萌市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0								○	○	62,000												通学用品費について、2,270円(1年生対象外) 平均支給額については、令和3年度予算に計上した単価を使用。通学費、医療費は実績なしのため0円		
北海道	苫小牧市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	30,720								○	○	19,228													体育実技用具費について、下記の2つについて上限額を設定し、支給対象としている。 (柔道着：上限額7,650円、スケート：11,810円) 令和2年度の実績は支給平均額7,875円	
北海道																																																
北海道	稚内市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0								○	○	38,753													通学用品費については、1学年以外に支給。 平均額0円の費目は、対象ではあるが、実績なし。	
北海道																																																
北海道																																																
北海道	美唄市	○							○	22,730		○							○	60,000												○				○	60,910	28,391										通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含めて支給している。第一学年は通学用品費の援助を除いているため、他の学年より少額となっている。通院費は実績がないため、0円とする。
北海道	戸別市	○							○	22,730		○							○	60,000		○										○	○	35,145													オンライン学習通信費については、令和2年度の実績なし。	
北海道																																																
北海道	江別市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	41,827								○				○	60,910	32,759										1年生支給なし
北海道	赤平市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	30,747													校外活動費(宿泊を伴わないもの)については実績なし	
北海道																																															オンライン学習通信費は令和3年度予算を記入。 学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊なし)は合わせて支給しているため平均額の記入が困難なため単価を記入。	
北海道	紋別市	○				○	22,730	22,730				○				○	60,000	60,000				○	○	49,380								○	○	51,868													市内中学生にかかる医療費は市で助成しているため無料。 ・通学費については、支給対象者がいなかったため実績は0円 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、令和2年度実施されなかったため実績は0円	
北海道	士別市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0								○	○	39,133														
北海道	名寄市	○							○	22,730		○							○	60,000		○										○	○	38,609														
北海道	三笠市	○				○	22,730	22,730				○			○	60,000	60,000				○	○	99,600									○	○	11,917													校外活動費(宿泊を伴うもの)令和2年度の実績なし。	
北海道																																																
北海道	根室市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○	23,745														校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費令和2年度の実績なし。 通学用品費は新入学児童生徒学用品費に含まれる。 通学費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含まれる。 令和2年度に限り、臨時支援給付金(新型コロナウイルス感染症による小学校臨時休校の長期化に伴い、家庭の費用負担の増加に対する支援を行う事業費)を1世帯に10,000円支給、年額4,540,000円
北海道	千歳市	○							○	1年生 25,040 2年生 27,310		○							○	60,000		○										○	○	21,027														
北海道																																																
北海道	滝川市	○				○	25,000	23,116				○			○	57,400	57,400				○	○	0									○	○	25,806													学用品費(年額)： 中学1年 22,730円 体育実技用具： 対象費目の合計が限度額以上であれば限度額まで、以下であれば実費分を支給 	

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																										
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																										
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費												
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	補足事項		
北海道	恵庭市	○						○		22,730	○								○		60,000										○	○	34,097									体育実技用品費 スキー授業ありの場合は38,030円支給、柔道授業ありの場合は3,800円を上限とする額を支給 支給平均額: 25,046		
北海道	伊達市	○						○		22,730	○								○		57,400	○	○	0								○	○	42,777									通学費・校外活動費実績なし	
北海道	北広島市	○				○	22,730	12,769			○								○		79,500											○	○	31,277									中学校1年生のみ対象	
北海道	石狩市	○							○	22,730	○								○		60,000											○			○	60,910	34,706						管理指導表文書料支給実績無し 体育実技用具費:柔道 7,650円、剣道 52,900円、スキー等 38,030円 通学用品費:第2～3学年のみ支給 医療費:令和2年度の実績なし	
北海道	北斗市	○							○	22,730	○								○		60,000											○	○	33,962										
北海道	当別町	○							○	22,730	○								○		60,000											○	○	23,524										
北海道	新篠津村	○							○	22,730	○								○		60,000	○	○	0								○	○	45,095									通学費、校外活動費、医療費は実績なし。 学校給食費について、記載の額は中1の額。(対象学年中1～中3、支給総額280, 160円のうち中1が114, 960円で約41%) ・支給平均額については令和3年度予算計上単価としている。 ・学用品費と通学用品費は、学用品通学用品費とした費目にしている。 ・通学費は、遠方の生徒はスクールバス(町費)に乗りしているため費目無し。 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品通学用品の費目に含んでいる。 ・給食費については、1・2年生が年額55,200円、3年生が年額52,800円としている。	
北海道	松前町	○							○	22,730	○								○		60,000											○	○	65,000										
北海道	福島町	○							○	14,937	○								○		14,937											○	○	23,210										
北海道	知内町	○							○	22,730	○								○		60,000											○	○	7,780										
北海道	木古内町	○							○	22,730	○								○		60,000	○	○	39,640								○	○	60,910									令和2年度については、宿泊を伴う校外活動がコロナで中止となったため実績なし。	
北海道	七飯町	○								22,730	○								○		60,000											○	○	49,374									・医療費: 18歳まで保険対象分医療費の自己負担額は町医療費助成制度により助成のため実績なし。 ・給食費: 認定者については給食費免除のため実績なし。【参考】月額3,970円 1食あたり249円 第2子: 1/2 第3子以降: 全額免除	
北海道	鹿部町	○								22,730	○								○		60,000											○	○	43,700									令和2年度において、校外活動費及びオンライン学習通信費は実績なし	
北海道	森町	○								27,310	○								○		60,000											○	○	54,000									・R2年度の給食費については、減免となった為支給実績なし。	
北海道	八雲町	○								22,730	○								○		60,000											○	○	20,935									クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等は令和3年度から費目を新設。	
北海道	長万部町	○								22,730	○								○		60,000											○			○	60,910	37,680						学校給食費については2年生(全体の50%)の支給実績。	
北海道	江差町	○								22,730	○								○		60,000												○			○	60,910	60,910						
北海道	上ノ国町	○				○	22,730	21,736			○				○	60,000	60,000			○	60,000												○			○	60,910	47,270						医療費実績なし
北海道	厚沢部町	○								22,730	○								○		60,000												○			○	60,910	60,910						
北海道	乙部町	○								25,040	○								○		60,000											○	○	72,000									体育実技用具費、校外活動費2種全て実績なし。	
北海道	奥尻町	○								22,730	○								○		60,000																							
北海道	今金町	○								22,730	○								○		60,000												○			○	60,910	51,247						校外活動費実績なし
北海道	せたな町	○								22,730	○								○		60,000												○			○	60,910	45,608						オンライン学習通信費について令和3年度より導入したため、令和2年度実績なし
北海道	島牧村	○								22,730	○								○		60,000												○	○	70,000									
北海道	寿都町	○								22,730	○								○		60,000												○	○	69,500									
北海道	黒松内町	○								22,730	○								○		60,000												○	○	0								校外活動費(宿泊を伴わないもの)・修学旅行費はR2実績なし オンライン学習通信費はR3新設のためR2実績なし	
北海道	蘭越町	○								22,730	○								○		60,000												○	○	75,000									
北海道	ニセコ町	○								22,740	○								○		57,980												○					○	57,720					学用品費と通学用品費は合わせて単価設定(学用品費に単価記載) クラブ活動費、コロナ対策感染症による影響により実績無し R2年度の給食費はコロナ対策により減額となっているため、単価が安くなっている。 修学旅行費は単費補助金から差引した額を支給する。
北海道	真狩村	○								22,730	○								○		60,000												○									クラブ活動費・生徒会費・オンライン通信費・アレルギー証明書作成費実績なし 学校給食費 1・2年生 3名 59,400円/年、3年生 1名 56,700円/年		

[illegible]

[illegible]

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
179	179	2
北海道	札幌市	
北海道	函館市	
北海道	小樽市	
北海道	旭川市	
北海道	室蘭市	
北海道	釧路市	
北海道	帯広市	
北海道	北見市	
北海道	夕張市	
北海道	岩見沢市	
北海道	網走市	
北海道	留萌市	
北海道	苫小牧市	
北海道	稚内市	
北海道	美幌市	
北海道	戸別市	
北海道	江別市	
北海道	赤平市	
北海道	紋別市	
北海道	士別市	
北海道	名寄市	
北海道	三笠市	
北海道	根室市	
北海道	千歳市	
北海道	滝川市	
北海道	砂川市	
北海道	歌志内市	
北海道	深川市	
北海道	富良野市	
北海道	登別市	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
北海道	恵庭市	
北海道	伊達市	
北海道	北広島市	
北海道	石狩市	
北海道	北斗市	準要保護制度として家計急変世帯向けの制度は整備していないが、新型コロナウイルス感染症の対策として令和2～3年度に新たな就学援助の制度を策定しており、家計急変世帯へ対応している。
北海道	当別町	
北海道	新篠津村	
北海道	松前町	
北海道	福島町	
北海道	知内町	
北海道	木古内町	
北海道	七飯町	
北海道	鹿部町	
北海道	森町	
北海道	八雲町	
北海道	長万部町	
北海道	江湾町	
北海道	上ノ国町	
北海道	厚沢部町	
北海道	乙 部町	
北海道	奥尻町	
北海道	今金町	
北海道	せたな町	
北海道	島牧村	
北海道	寿都町	
北海道	黒松内町	
北海道	蘭越町	
北海道	ニセコ町	
北海道	真狩村	
北海道	留寿都村	
北海道	喜茂別町	
北海道	京極町	
北海道	倶知安町	
北海道	共和町	
北海道	岩内町	
北海道	泊村	
北海道	神恵内村	
北海道	積丹町	
北海道	古平町	
北海道	仁木町	
北海道	余市町	
北海道	赤井川村	
北海道	南幌町	
北海道	奈井江町	
北海道	上砂川町	
北海道	由仁町	
北海道	長沼町	
北海道	栗山町	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
北海道	月形町	
北海道	浦臼町	
北海道	新十津川町	
北海道	妹背牛町	
北海道	秩父別町	
北海道	雨竜町	
北海道	北竜町	
北海道	沼田町	
北海道	鷹栖町	
北海道	東神楽町	
北海道	当麻町	
北海道	比布町	
北海道	愛別町	
北海道	上川町	
北海道	東川町	
北海道	美瑛町	
北海道	上富良野町	
北海道	中富良野町	
北海道	南富良野町	
北海道	占冠村	
北海道	和寒町	
北海道	剣淵町	
北海道	下川町	
北海道	美深町	
北海道	音威子府村	
北海道	中川町	
北海道	幌加内町	
北海道	増毛町	
北海道	小平町	
北海道	苫前町	
北海道	羽幌町	
北海道	初山別村	
北海道	遠別町	
北海道	天塩町	
北海道	猿払村	
北海道	浜頓別町	
北海道	中頓別町	
北海道	枝幸町	
北海道	豊富町	
北海道	礼文町	
北海道	利尻町	
北海道	利尻富士町	
北海道	幌延町	
北海道	美幌町	
北海道	津別町	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
北海道	斜里町	
北海道	清里町	
北海道	小清水町	
北海道	訓子府町	
北海道	置戸町	
北海道	佐呂間町	
北海道	遠軽町	
北海道	湧別町	
北海道	滝上町	
北海道	興部町	
北海道	西興部村	
北海道	雄武町	
北海道	大空町	
北海道	豊浦町	
北海道	壮瞥町	
北海道	白老町	
北海道	厚真町	
北海道	洞爺湖町	
北海道	安平町	
北海道	むかわ町	
北海道	日高町	
北海道	平取町	
北海道	新冠町	
北海道	浦河町	
北海道	様似町	
北海道	えりも町	
北海道	新ひだか町	
北海道	音更町	令和2年度からコロナ特例を実施している（一定基準を満たした場合、前年度収入ではなく当該年度収入見込で判定を行う）。その場合、7月末までの申請であれば年度当初まで遡り、4月認定としている。
北海道	士幌町	
北海道	上士幌町	
北海道	鹿追町	
北海道	新得町	
北海道	清水町	
北海道	芽室町	
北海道	中札内村	
北海道	更別村	
北海道	大樹町	
北海道	広尾町	
北海道	幕別町	
北海道	池田町	
北海道	豊頃町	
北海道	本別町	
北海道	足寄町	
北海道	陸別町	
北海道	浦幌町	
北海道	釧路町	

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
北海道	厚岸町	
北海道	浜中町	
北海道	標茶町	
北海道	弟子屈町	
北海道	鶴居村	
北海道	白糠町	
北海道	別海町	
北海道	中標津町	
北海道	標津町	
北海道	羅臼町	